

役員報酬規程（賞与）の改正案について

1. 概要

協会の役員の賞与については、これまで国家公務員（指定職）の賞与の支給水準を参考としているが、平成30年度の人事院勧告において、国家公務員（指定職）の賞与の支給月数が0.05月分引き上げられたため、賞与の支給割合の見直しを行う。

2. 改正案

賞与の支給水準を、現行の「年間3.30月分」から0.05月分を引上げ、「年間3.35月分」とする。

3. 改正時期

令和元年8月1日

